

14. 5-775



1200501218615

775

北支調査資料
第三十四輯
北支炭礦業に於ける労働組織

南滿洲鐵道株式會社編



始



五
七
濟調査所編(北支調査資料第三十四輯)

(調査調査月報 昭和十七年七月第二二卷第七號抜刷)

北支炭礦業に於ける労働組織

——特に正豊炭礦の把头制を中心として——

南滿洲鐵道株式會社
調 査 部

北支炭礦業に於ける労働組織

—特に正豊炭礦の把头制を中心として—

北支經濟調査所

坂 森 文 平

は し が き

一、本稿は昭和十六年度北支炭礦労働調査の一部をなすものにして、北支炭礦業に於ける労働組織を正豊炭礦に就いて調査せるものである。
二、本稿擔當者は平野虎雄並に筆者である。



目 次

- 一、序 説
- 二、正豊附近土法炭礦に於ける労働組織——把头制發生以前
- 三、正豊炭礦に於ける把头制、概要
 - (一) 労働組織の一般的内容
 - (二) 大頭子(把头)と炭礦との關係
 - (イ) 大頭子と煤師との關係
 - (ロ) 大頭子と監工との關係
 - (三) 大頭子と財東との關係
 - (四) 大頭子とその配下工人との關係
 - (イ) 總察、二頭子、點燈的及び先生との關係
 - (ロ) 一般工人(服苦人)との關係
 - (五) 賃銀支拂關係
- 四、結 語

一、序 説

把头制度又は包工制と呼ばれる労働並に作業の請負制度は、支那の鑛業・土木・建築・荷役等廣範圍に存在する特殊の労働組織である。特に炭礦業に於いては、かゝる制度が全般的、支配的に見られる。即ち炭礦労働者は直接炭礦に



依つて雇傭される部分が極めて少なく、大部分——七〇%乃至九〇%は炭礦と労働者の中間に介在する請負者たる把頭に依つてなされる。試みに二、三の北支主要炭礦に於ける請負労働者、包工の割合を示せば次の如くである。

第一表 包工の労働者中に占める割合

礦名	項目	包工の全労働者中に占める割合	調査年月
正 豊		七六%	昭一六・一〇
大 同		七〇	昭一六・一二
福 川		九一	昭一六・一四
中 興		八四	昭一六・二二

備考 北支諸炭礦の労働者は、一般に裡工、包工及び臨時工に區別されて居る。



一、裡工——炭礦と直接雇傭関係にある常備労働者で、賃銀は日給又は月給で炭礦より直接各労働者に支拂はれる。作業は主に

坑内主要機械の運轉（堅坑捲、排水ポンプ等）及び機械修繕等である。

二、包工——把頭、請負者の配下にある炭礦と直接的雇傭関係を持たない労働者は、一般に「包工」と稱されて居る。包工とは請負の意味で請負制の下にある労働者を指すものではないが、北支の諸炭礦では包工制の下にある労働者を包工と稱して居る。労働者は把頭によつて募集され、把頭の配下であり、把頭自身の計算によつて賃銀が支拂はれる。包工による作業は採炭、運搬作業の大部分を占める。裡工は常備工であり一應農業より切離され炭礦からの収入のみによつて生活が維持されて居る。包工及び臨時工にあつては未だ農業生産より切離されて居ないものも多く、農業生産との兼ね合せによつてやつと生計を維持して居るに過ぎない。従つて炭礦で働く時間は短く且つ不規則的である。包工は常備包工と臨時包工に區別される。前者に於いては炭礦と請負者との請負が長期間繼續される（請負作業は主に採炭及び運搬で、請負の期間は定められない）、従つて請負者と労働者との間の雇傭関係も比較的長い。後者にあつては請負作業そのものが臨時的のものであるから、請負者と労働者との雇傭関係は極めて短かい。

三、炭礦労働者中その大部分を占める坑内の採炭夫、運搬夫及び坑外運搬夫は常備包工である。従つて以下本文で取扱ふ把頭制度の問題は一應常備包工に限定する。

炭礦に於ける把頭制度の本質的な特徴は、炭礦が把頭をして労働過程を請負はしめ、而も請負者が團體出來高制によつて一括把頭に支拂はれる點にある。大部分の炭礦は——勿論炭礦により相當の相異はあるが——採炭の方法、採炭箇所の選定等の技術的計畫・指導・監督をなすに止まり、採炭・運搬等の作業は把頭の請負になつて居る。把頭は所要労働者を自ら募集し自己の監督に於いて作業せしめ、出來高・出炭量・運搬車數に依つて賃銀を一括炭礦より受取る。炭礦により把頭を一括支拂はれた請負者は、把頭自身の計算に基き配下労働者に支拂はれる。

備考 把頭は炭礦と労働者の中間に介在することにより、自己の支配下にある労働者を収取の対象となして居るが、かゝる制度の下にある炭礦労働者の生活條件・労働條件が如何なるものであるかは昭和十六年五月に實施された北支經濟調査所に於ける若干の現地調査報告に於いて瞭かにされて居る。

北支炭礦のよつて立つ勞役基礎は、炭礦周邊部落の半農的性格をもつ低賃銀労働力（全労働者の八〇%迄は附近部落民を以て構成されて居る）にあり、然して把頭の廣汎なる存在を特色として居る。北支炭の増産に對して技術的水準の低位が常に問題とされるが、それは前述の如き制度の下にある半農的労働力に依存しなければならぬ所に本質的な問題がある。

北支に於いては最も近代化されて居る開鑿・中興等に於いてもその労働力は、附近農村の半農的性格を持つ労働者を以て大部分が構成されて居り、專業化した労働者は極めて僅少である。従つて炭礦と附近部落とは密接な關係をもつものであるが、それが特に生産性の低い零細農の労働力と結び付いて居る點に問題がある。

之等の労働者は、手の労働に關する限り農業労働との類似により比較的早く炭礦労働に習熟するが機械操作に至つてはその習熟は極めて困難である。それは一つには半農的性格に規制される労働の不規則性もあるが、他面それを管理指導する把頭が古き經驗から坑内事情に詳しいと云ふだけで、技術的には殆ど何等の指導をもなし得ないことも見

逃せない。

半農的労働者の諸性格竝に把头制の問題は今後の究明に残される點が多いが、凡ゆる部門で遅れた生産關係にある北支に於いて炭礦業のみが完全に近代化への道をとることは不可能である。従つて現組織を前提としつつも、把头制下にある半農的労働者を如何にして近代的技術體系の内に編成替してゆくかが増産の爲の現實的課題として取擧げられねばならない。この意味に於いては半農的労働者と把头の問題は不可分であるが、問題解明の第一歩として先づ正豊炭礦に於ける現地調査に基いて把头制の具體的諸關係を瞭かにして置き度い。

二、正豊附近土法炭坑に於ける労働組織

把头制發生以前正豊炭礦附近（河北省井陘縣）の炭坑の歴史は極めて古い。「井陘縣志」に依れば二百數十年前既に井（堅坑）による地下の採炭が行はれて居り^註、従つて露頭部よりする採炭は遙かにそれ以前に遡るものと考へられる。

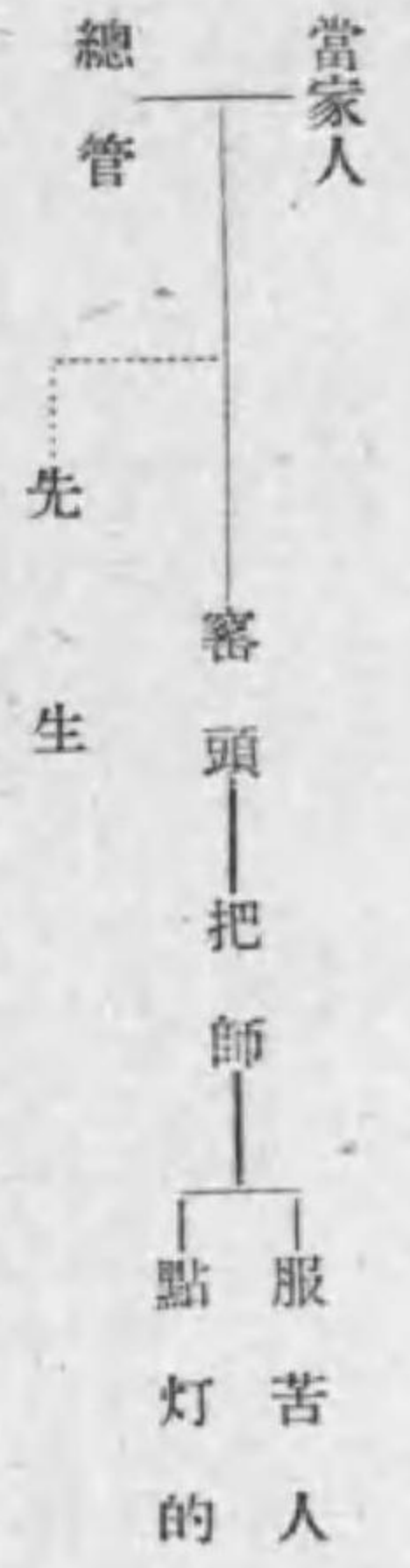
^註「炭中入地二千丈不等掘取之輩每有水出瘡死者有土落壓死者」河北井陘縣志卷之三、雍正八年版、西曆一七三〇年十三頁。

光緒年間（西曆一八七五—一九〇九年）には勿論相當廣範圍に採炭が行はれて居た。「支那の礦業」^註によれば、當該土法採炭を行つてゐた主な坑として、南陘炭坑（縣城の北方五十支里）、北陘炭坑（南陘炭坑と相接して其北方に在り）、白彪坑（縣城の北々東約三十支里）、順道地坑（正豊炭礦の前身）、洪岸坑（縣城の西五支里）、板橋坑（縣城の西南十支里）等が擧げられてゐる。周家坑の古老の言によれば、周家坑（縣城の十支里北方、周家坑村の西）及び許家水滋（縣城の四支里北地方）に土法坑があつた謂はれる。

^註「支那の礦業」支那研究叢書第四卷、大正六年、六五頁。

民國初頭之等の土法坑は、一坑當り三百圓乃至五百圓の投資と二十名乃至五十名の労働者を以て採炭されてゐた。縣内の總出炭は一日約十五噸乃至二十噸と稱せられ、石炭は全部縣内及び近縣の農民の自家用燃料炭に充用されてゐた（前掲「支那の礦業」）。

これより先、光緒二四年井陘人張風起が洪潤炭坑（現在の井陘炭礦の前身）を開いたが、其後獨逸人ハンネツケルが炭層の有望なるに着目し試掘權及び採掘の假契約を締結し、光緒三四年に到り獨・支合辦による井陘礦務局が資本金銀五十萬兩をもつて設立された。續いて光緒末年恒口炭坑が開鑿され、民國元年には地方商民の出資（資本金十七萬八千二百元）による合資會社が設立された（正豊炭礦の前身）。大規模採炭を開始した前述二炭礦は絶へず附近の群小土法坑との競争を繰り返し經營状態は芳しくなかつた。それは僅少な出資に依る小坑の經營の有利——一層の長時間労働・零細な窮乏化する農業と密接な關聯を保持する結果としての低賃銀労働の充用、及び労働力の季節的繁閑の影響の僅少——が十分に大經營に對抗し得たからである。爲に兩炭礦は群小土法坑壓迫策として、小坑が自礦區内にあるとの口實を藉り、縣令をもつて強制的に縣内の土法小坑を閉鎖せしめた（民國元年）。この禁を犯すものには年収入の三倍の罰金が要求された。その爲め兩炭礦附近の小坑の稼行は直ちに休止されたが、やゝ隔つた處では依然として採炭が續けられてゐた（夜中密かに採炭するもの多かつたと云はれてゐる）。併しそれ等も民國十四年の秋には縣内全部の小坑が閉鎖されるに至つた。以下之等の小坑に於ける労働組織、特に労働者と經營者側の諸關係竝に小坑閉鎖後に於ける兩者の關係の變化の概要を見ることとする。それは把头制發生とも密接な關係を有してゐると考へられるからである。井陘縣南部の土法坑に於ける労働組織は訊問調査に依れば次の如くであつた。



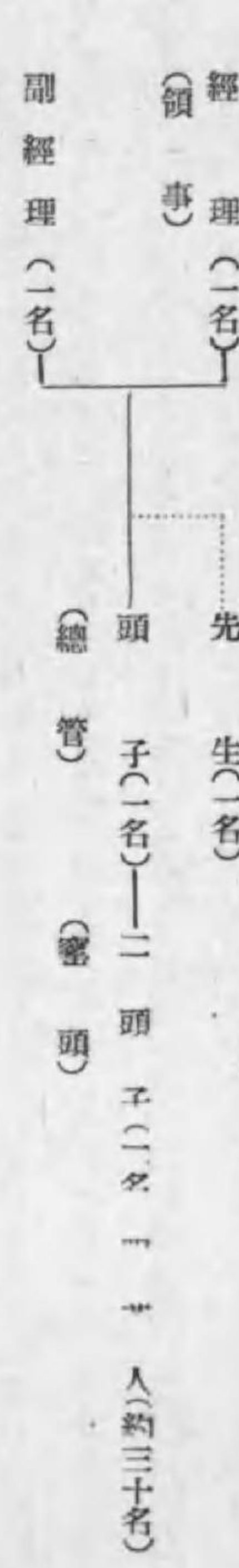
先づ當家人・總管及び審頭の關係に就いて見るに、當家人は出資者であつて經營には關與せず、總管が實際の經營を行つてゐるが、彼は多くの場合炭坑に關する技術の習得者である。總管は開鑿さるべき堅坑の位置・坑道の掘進方向、坑内外に要する礦人數を決定する等、技術的指導に絶對的權力を有するのみならず經營上の一切の實權も亦彼の掌中にある。總管の下には審頭と先生が居る。審頭は採炭の經驗を有し、坑内の採炭作業の總監督を行ひ、先生は經理係で金錢の出納、帳簿の整理を行ふ。

以上の當家人・總管及び審頭の三者は、合股組織によつて結ばれてゐるのが普通である。合股の内容は當家人・總管・審頭が共に現金出資する場合もあるが、多くの場合當家人のみが現金出資をなし、總管・審頭は身股(勞務出資)を持ち(總管・審頭が現金出資をした場合でも身股がつく)坑が開鑿された時には審頭によつて勞働者が集められる。そして勞働者の中より採炭の經驗を有する眞面目なものが把師として任命される。把師は坑の大きさによりその人數は一定しないが、勞働者約十名に付一名の割合である。把師は勞働者の班長であつて、審頭の命令に従つて勞働者の作業を監督し、その下に點灯的と稱する燈火の管理者を有してゐる。吾々の知り得た二、三の土法坑に就いて見ると、作業は請負制ではなく勞働者は直接經營者によつて雇傭されてゐた。

礦人に對する賃銀は日給制で、その支拂は直接先生より十日毎に行はれる。賃銀と出炭量の直接の結び付きはないが、よく働く者に對しては普通の礦人より多く賃銀が與へられる。把師は一般の勞働者よりも採炭の經驗が比較的豊富なる爲に礦人を指揮監督する地位にあるが、自らも採炭に従事せねばならない。又採炭・掘進等に關しては總て審頭の指揮を必要とし、その作業も請負制ではなく、賃銀が經營者より直接各礦人に支拂はれると云ふ點等より見て把師の地位は現在の把頭とは異つたものであると考へられる。次に現在採炭を行つて居る唯一の土法坑たる紅土坡坑の勞働組織を一瞥しよう。

紅土坡密子(紅土坡坑)は許家水滋村(井原縣城と正豐炭礦の中間に在る)にあり、光緒年間に採掘されてゐたが、既述の如く民國元年の縣令により閉鎖された儘であつた。事變後民國二九年資本金一千圓の合股組織を以て再開された(註一)。

註一 昭和十六年十一月現在、石炭小賣價格を見るに、五十斤に付き合作社加入者は二六錢、合作社未加入者は三三錢五厘である。石炭は坑口に於いて農民に小賣されるが、合作社加入者は合作社發行の傳票を持參して坑より現金で購入する。



註三 括弧内の名稱は舊名稱である。坑が再開された際正豐炭礦の呼稱に倣つて變更された。先づ右の圖に就いて簡単な説明を加へよう。經理・副經理は出資者であると同時に經營者でもある。採炭技術的な方面は頭子に任されるが、隔日に坑の事務所

に出て監督する。頭子は採炭に關する技術者で採炭の監督をなし、二頭子に對して坑道の方向、所要礦人數等の採炭に關する各種の必要な指揮を行ふ。二頭子は頭子の命令に従ひ礦人の作業を監視する。従つて二頭子は前の窯頭の如く採炭に關し自己の創意を用ふべき餘地はなく、頭子の命令に服するだけである。この場合に於いても賃銀の支拂は經營者側の先生から各礦人に直接支拂はれる。労働時間は午前六時から午後二時迄の八時間で交替制は採用されて居ない。それは現在約四十名の礦人で一日約五噸乃至十噸の出炭を行つてゐるが、石炭の需要が縣内農民の自家暖房炊事用に限られて居り、それ以上の採炭を必要としないからである。現に調査時には坑口に八〇噸の貯炭があつた。以上に依つて明かなる如く、土法小坑に於ける窯頭(頭子)及び把師は採炭の經驗と技術とを有し労働者の監督をなすが、經營者と労働者との中間に介在する請負者、所謂「把頭」ではない。近代的な井陘・正豐の兩炭礦が開かれて以後特に民國元年の小坑の採炭禁止以後、土法小坑の窯頭及び把師が井陘・正豐兩炭礦に迎へられて把頭となつたものが多數あるが、少くとも之等小坑に於いて労働並に作業請負の制度は存在してゐなかつたと云へる。

三、正豐炭礦把頭制の概要

(一) 労働組織の一般的内容

正豐炭礦は既に述べた如く、民國元年土着資本による合資會社として設立されたが、其後(民國五年)正豐煤礦股份有限公司となり、九年には獨逸の資本と技術が導入(獨逸人技師クリッカーを聘す)されて、舊來の土法採炭より蒸氣力による近代的な採炭方法に変更された。近代的な採炭が開始されて以來年々約三〇萬噸の出炭を見たが、民國十六年より十九年に至る間は、内亂並に全國的恐慌の餘波を受け、炭礦の經營状態は芳しくなかつた。事變後、軍管理期間を

經て、昭和十五年中日合辦の井陘煤礦股份有限公司が資本金三千萬圓を以て設立されるに及んで正豐炭礦は井陘炭礦と共に同會社の經營下に置かれるに至つた。事變後日本の資本、技術が導入され、礦長及び課長(技術課長、事務課長)等上層部は日本人によつて置換へられ運営されてゐるが、採炭・運搬の直接の生産部面は殆ど從來の儘の機構が踏襲されてゐる。特に採炭關係について見ると次表の如く、從來の中國人職員たる採炭股長、各段(註一)の主任及び煤師が其儘居り、然して煤師は採炭部面の總監督であり(註二)その下に監工が居る。監工は會社の雇員で煤師の命令により把頭及び會社直屬の労働者(視工)を監督する。煤師及び監工は事變後任命されたものもあるが、大部分は十數年來勞務してゐるのであり、彼等の炭礦に於ける勢力は絶大なものがある。

註一 正豐炭礦の炭層は七層あり、現在四層が採炭中である。採炭中の各層は各々一段、二段、三段、四段と呼ばれる。
 註二 坑内作業の計畫及び技術的指導は計畫查業班が擔當する。班員は日本人技師で、坑内の綜合作業計畫をなすと共に、各段の主任煤師に對して、開鑿すべき坑道の方向、切羽の位置、杭木の組立て方等を指導監督する。

採炭の組織系統



方煤師・監工は大頭子の勢力を削減するために多数の小把头制を採用した(事變前には大頭子は二十数名であった)。現在の
 の大頭子は總て工人より上進したものが多く(註三)。彼等の殆ど大部分は井陘縣内出身者であり而も炭礦附近一八箇村
 に集中してゐる(註三)。これは古くより附近に土法坑多数存在し、大頭子を近くに求め得たからである。大頭子が縣内
 のものである結果配下工人も大部分縣内のもので占められてゐる(註四)。

註一 正豐炭礦の請負制が開始されたのは何時であつたかは依るべき資料がないが、古老の言によれば、小井より大井に移行してからで
 ある。井陘炭礦は民國二、三年頃より請負制に依つて居た。而し小井の時代、井陘炭礦にも請負制度が存在しなかつたかどうかは不明
 である。「每區總以工頭一人包辦、一切工賃出煤多寡計算、每煤車、重可半噸、視地底運路之遠近難易以定工賃」(顧琅編『中國十大礦
 廠調查記』商務印書館、民國五年、民國四年序文)

註二 大頭子の經歷

番 號	氏 名	年 齡	經 歷
一〇四號	南 鳳 山	五〇才	一四才にして井陘炭礦の包工となる、一八才副包工頭、二二才正豐炭礦の包工、二七才總察、三三才大頭子
一〇六號	中 鳳 山	五〇才	一四才井陘炭礦包工、二五才二頭子、三三才正豐炭礦二頭子、四三才大頭子
三一號	白 彪	三一才	一二才包工、二〇才副包工頭、三二才大頭子

註三 炭礦附近村落出身の把头數

部 落 名	大 頭 子 數	部 落 名	大 頭 子 數
南 鳳 山	二	周 家 坑	四
中 鳳 山	九	南 井 溝	六
北 鳳 山	八	劉 家 溝	三
白 彪	八	總 計	四二
西 溝	二		
		總 計	一、〇六一

備考 大頭子數五五名内、炭礦附近八ヶ村四二名他は縣外出身者
 註四 「大頭子別出身地別工人表」割愛。第八表にても配下工人數の大部分が縣内のものであることが出来る。

第四表 把头組織表



次に大頭子の配下の勞働組織の説明に移らう。

大頭子の配下には「大總察」、「二總察」、「先生」、「點燈的」、「二頭子」及び「小工」(一般の労働者は「服苦人」とも呼ばれる)に分れる。會社側では大總察・二總察・點燈的・二頭子を含めて單に「副包工頭」と呼んでゐる。

大總察は一名「大二頭子」とも云はれる。彼は二頭子に替つて二頭子以下の全工人を監督する。併し採炭作業が二交代替制であるため實際には早班のみを監督する。二總察は晩班を監督する。二總察は片班のみの監督權が許されてゐる點は大總察と異なる。先生は大頭子の帳簿係で工人の出勤・前借・賃銀の支拂等事務を掌握し大頭子一家に住み込んで事務をとり、坑内には降らない。點燈的は安全燈係で會社より燈の受渡をなす。多くの場合は「二頭子」又は坑内の帳簿係を兼務する。二頭子は一名「小二頭子」とも呼ばれる。彼は小工約十名の長であつて、小工と同様に働くが、たゞ大頭子又は總察からの命令を工人に傳へたり、作業の状態を大頭子又は總察に報告する所より、普通の工人と區別する爲にこの名稱がある。

この把頭制度に於ける關係者は、炭礦經營者(煤師・監工を含めて)、大頭子・労働者(大總察・二總察・二頭子・先生・點燈的を含む)及び財東であるが、大頭子がこの制度の中心人物である。従つて先づ大頭子が之等經營者・労働者・財東と如何なる關係にあるかを具體的に見る事が、この制度の性格を明確にする上に最も必要である。

(二) 大頭子(把頭)と炭礦との關係

大頭子は炭礦の一員ではなく、外部にある者で、生産行程の大部分を炭礦より請負ふ。請負の内容は次の如くである。

採炭・掘進・運搬及び支柱が出来高制で、請負單價(註一)が會社との間に契約され、大頭子はこの契約された請負單價に出来高敷を乗じたものを事實上の稼働工人數とは無關係に會社より受取る。但しこの請負單價には材料費(註二)が

含まれてゐるものであつて、請負費から會社支給の使用材料費及び罰金が差引かれたものが支拂はれる。

註一 請負單價 (昭和十六年十月)

種別	項目	單位	請負	單價	價
				負	單
採掘	炭	車		〇・八二—一・二七五	
運搬	進	米		三・〇〇—八・〇〇	
運搬	搬	車		〇・〇五—〇・三五	
支	柱	架		〇・七〇—〇・九〇	

註二 材料品目

地工	金具	鉛絲
探工	炭具	シヤベル、ツルハシ、鐵錘
釘	鉄	電石、土篋、藤籠、鑄柄、鑄柄種、電石燈頭、鉄板、木拉煤斗
油	脂	洋釘
安	全	ペンゾール、ガソリン、考糸治油
火	藥	安全燈(單、紗罩、墊圈)
雜	品	紅梅炸藥、工業雷管、導火線、硝安炸藥
		洋油桶

請負費は會社より大頭子に一括支拂はれるのであつて、大頭子は自己の計算に於いて工人に賃銀を支拂ふ。従つて

経営者は單に請負單價を決定するのみにて労働者の募集・作業の監督・各工人への賃銀支拂等に關する繁煩なる業務を一度埒外とした。然し事變後の逼迫する情勢は對労働者の關係を従來の儘として許容しない大勢となつた。即ち事變後増産が強要され一方増産に要する労働力を十分に確保し得ない状態に陥つた結果、大頭子に對し労働強制^{註二}出炭の強要^{註三}と増産の奨励^{註三}募集の奨励^{註三}をなしつゝも尙會社が直接労働者の募集及び管理^{註三}に乗出さねばならなくなりつゝある情勢である。

^{註二} 一日に掘るべき炭量が強制される。豫定出炭を見ない時は早く仕事を切上げることが出来ない(以前は作業時間八時間乃至九時間であつたが現在十時間乃至十一時間)。

^{註三} 増産期間(昭和十六年八月十六日より十一月十五日迄)に次の如き増産奨励方法が執られた。

一、出炭能率賞與(一例十月一日より同月十五日迄)包工頭別の出炭平均標準能率を超過した場合、一定期間中の稼働人員に對し一工當二十錢を包工頭に一括支給する。

二、彩票(右と同期間)は十三日以上入坑せる者に對して與へる。

等級	項目		賞金	票數	等級	項目		賞金	票數
	等	等				等	等		
一	等	等	五〇円	五枚	一	等	一〇円	四〇枚	
二	等	等	二五	一〇	二	等	五	二〇〇	
三	等	等	一五	二〇	三	等	一	三〇〇	

三、所定の段別出炭能率を超過せる場合、正副監工一人當二十圓、包工頭一人當一五圓、副包工頭一人當一〇圓を支給する(會社側は副包工頭數を在籍人員の多少により規定しその規定數に對して與へるので大頭子の設置した副包工頭數とは一致しない)。

四、入坑奨励(一例、十一月一日―同月十五日)包工頭別規定入坑人員を超過した場合、一名當二〇錢を包工頭に支給する。

五、募集の奨励(昭和十六年期間不明)大頭子が礦人を募集した場合一名に付三圓を炭礦より支給する。條件として一箇月以上出勤する

註三 こと。一箇月未満にて移動した場合三圓を與へず。

註三 包工の出身地調査・合作社を擴張し、包工に對する食料の分配・宿舍の増築・工人の監視等會社が直接間接に包工確保策を取らねばならなくなつた。

煤師・監工が大頭子を監督して居ることについては既に述べたが、彼等は採炭に關して絶對的な權力を持つてゐるのであつて、特に彼等と大頭子の關係を明かにする必要がある。

既述の如く、採炭股長を始め各段の主任は殆んど中國人技師たる煤師によつて占められて居る。従つて増産計畫とか、採炭方法とかが日本技術によつて與へられるだけで、切羽に對する把頭の配置、請負單價の査定、材料の使用、罰金の規定、大頭子の任免等々が總て煤師の恣意的な設定に於いてなされる。されば大頭子は一にかゝつて彼の手中にある故に大頭子は絶へず彼等の顔色を窺ひ氣に入られる爲に努力せねばならない。煤師、監工は自己の絶大な權力を武器に大頭子より請負賃を掠めて居る。正豊炭礦の大把頭は、一部事變後包工よりなり上つたものもあるが、大部分は五年乃至一〇年以上大頭子の地位にあり、今尙煤師・監工との個人的關係は極めて密接である。

(イ) 大頭子と煤師との關係

大頭子は舊正月、仲秋節には煤師に對して、月餅・酒・金錢等を贈る。煤師の家に吉凶慶弔事あれば競つて贈物をする。特に煤師と密接な關係にあるものは毎月煤師に贈物をする様である。更に請負單價の一部を煤師に提供する場合がある。即ち請負單價(切賃)が上げられた場合、煤師は大頭子に對し自分の盡力により請負單價が上つたことを恩きせがましく説明し、特別の契約に基き煤師は一車當り請負單價の値上り部分の三分の二を、自分の特別の盡力に對する當然の謝禮として大頭子より受取る。此の種の贈物が幾何に達するやは全然窺ひ得ない。大頭子の所有する帳簿は二

重に作成され、一は全然他人に見せないとも云はれてゐる。彼等の流水帳（大福帳）には贈物をした場合「買東西」雑品」又は勝手な品物の名前を用ひ、その金額の記載に到つては實際額の何十分の一かをもつてし、帳簿が不用になれば直ちに焼却し、外部に漏れることを極力防止して居る。大頭子の多くは工人出身で、二頭子、總察を経たものであるが、彼等は單に採炭の経験と工人を指揮する能力のみにては大頭子になり得ない。上司に對し「好看」（好かれるの意味）でなければならぬ。「好看」たるべき條件は、煤師・監工への贈物によるのは勿論である。聽くところによると、二頭子より大頭子になつた某は、前の大頭子の死亡に依り空席が出来た時四百圓乃至五百圓を煤師及び監工に贈りその地位を獲得した由である。贈物が多ければ、他の把頭よりも取扱がよい。煤師と極めて密切な關係にある某は絶へず一番條件の良い切羽についてゐる。又推車（運搬）の某々二名の大頭子は最も出炭の多い箇所に配置されてゐる（運搬も請負である）と云はれてゐる。贈物が少く煤師の氣に入られない大頭子は惨めなもので、採炭條件の極めて悪い作業場に遣られたり、悪くすると何かの口實で大頭子を止めさせられる。調査時に遇々免職になつた一大頭子を把へ聽く所に依ると病氣のため弟をして大頭子の代理を勤めさせて居る中に被免され、其の後病氣が癒へてから煤師に款願するも全然問題にされなかつたと、恐らく彼は不好看の大頭子であつたのであらう。

監工も亦把頭を監督する会社の雇員で大頭子よりなつたものが少くない。監工の表面的な収入は極めて少ない（註）にも不拘、大頭子はその地位を獲得せんとするのは監工の地位従つて面子がよいと云ふだけでなく、大頭子を監督する關係上後述する如き種々の利得が得られるからである。監工になる場合にも矢張煤師に贈物をしなければならぬ。

註 監工の給料

正監工の給料は一日最高二圓七五錢、最低一圓五〇錢、副監工の給料は一日最高一圓四七錢、最低八五錢。右の外に手當が付く（手當不明）。

(ロ) 大頭子と監工との關係

大頭子は更に監工に依つて幾多の支配をうけてゐる。従つて大頭子はその地位を保つ爲めには煤師に對すると同様正監工に對しても、舊正月仲秋節の贈物をかゝすわけにはゆかず、絶えず人的關係をつけておく必要がある。（副監工と大頭子は殆ど關係はない、彼は單なる正監工の助手に過ぎない。）

最も極端な大頭子が完全に監工に支配されてゐる例がある、それは以前大頭子であつた監工が監工の職にありながら、大頭子の實權を握り、曠人の賃銀の頭はねを行つて居る場合である。大頭子が監工になつた場合大頭子の席が空くが彼は自分の配下の總察又は二頭子の内で、頭の悪い而も眞面目なものを大頭子に推薦する、推薦された大頭子は名ばかりで、請負賃の各曠人への分配は専ら監工によつて行はれる。新しい大頭子は以前の賃銀よりも十錢か二〇錢増されるのみで、監工が勝手に賃銀を計算して曠人の賃銀の頭をはね、自分のものとする。斯る例は總べての監工に見られるものではないが、極く一部に於いて行はれてゐることを指摘しておき度い。

(三) 大頭子と財東との關係

従前大頭子にはその背後に財東の存在をみしも事變後この關係は消滅した如くである。斯る寄生的存在に依り労働者は更に二重三重の収取をうけねばならなかつた。正豊炭曠の大頭子が會て財東に依存しなければならなかつた原因は、包工に對する前貸の必要と炭曠の經營不振による賃銀支拂の不確の二點に求めることが出来る。

大頭子が如何にして大頭子たるの資格を持つに至つたかは、既に述べた如く、包工として炭曠に長年勤続するうちに、二頭子を経て把頭に成り上るのが普通で、彼等が大頭子になつた時には大した蓄積はない。大頭子は炭曠より請負

賃を受取る以前に、包工に對して日々の生活費を前貸してやらねば彼等は食つて行けないのである。かゝる前貸金は他から求めねばならない。正豊炭礦に於いて大頭子をして決定的に財東に結び付けたものは、民國十六、七年の内亂及び支那全國を襲つた恐慌の嵐である。炭價の暴落に伴ふ炭礦の經營状態の悪化に依つて大頭子に對する請負賃の支拂は屢々遅れた。又中國人技師の鑛山技術が幼稚であつたためか、採炭の請負單價は、切羽其他の自然條件が十分に考慮されない結果、極めて僅少な請負賃が支拂はれることがあつた。此のやうな場合でも、大頭子は包工に對して相當の賃銀を期日に支拂はねばならなかつた（民國十八年には賃銀の支拂が少かつたため組織的なものではなかつたが罷工が發生した）。

右の様な原因で、大頭子を務めるに必要な手持資金は、配下工人數及び年月により大いに異なるが、或る大頭子の言によれば、民國二十年頃、六〇〇圓乃至九〇〇圓であつた。彼等は、大頭子となるや自分の村か或は隣村より財東をさがし求めねばならなかつた（註三）。

註一 財東は村の富者で、主に五〇畝乃至六〇畝程度の土地を所有してゐるものが多い。井陘縣は山間であり各村落で最も多く土地を所有するもので五〇―六〇畝である（小畝）。

大頭子は村の富者より借金をなす場合もあるが、多くは財東を求めて、合股組織を採用した。次に具體的契約の内容を示さう。

(イ) 諸款―契約は一定期間に一定の金額を限度として貸與する。一般に契約の期間は二年乃至三年、貸借金額は一仟圓乃至五仟圓である。利率は一箇月一步乃至二歩の高利で毎月支拂ふ必要がある。契約と同時に債權者は契約の金額を債權者に示し、現金を所持してゐることを確認せしめる。債務者は契約金額内に於いて隨時必要な額だけ借りる

ことが出来る。貸借の契約には擔保を必要としたかどうかは不明であるが、大頭子は工人からの成り上りであり大して土地を所有せぬものが多い爲め、債權者としては極めて危険であり、従つてかゝる貸借關係は餘り行はれなかつた如くである。大部分の大頭子は次に述べる如き合股組織によつて財東と結びついてゐた。

(ロ) 合股組織―大頭子と財東との關係は主にこの合股の組織によつて結びついてゐた。股は普通十股に分たれ、九股は財東が現金出資をなし、残り一股は大頭子の身股である。一股の金額は多くの場合、百元であるが、時にはそれ以上になることもある。合股組織を採用する結果、工人の出勤日數、各礦人への前貸、工錢の支拂は財東の先生に委かされる。大頭子は唯、財東に對して各工人の賃銀の査定を行ふだけであつて最後の決定權は財東にある（勿論大頭子の賃銀も稼働日數に従つて支拂はれる）。工人賃銀の中間收取の額及び割合は全然窺知し得ないが、中間收取部分の分配は勿論財東九に對して大頭子が一である。

正豊炭礦の大部分の大頭子は合股組織によつてゐた。その結果配下工人の賃銀部分を收取しても、殆ど財東に奪はれることになり、大頭子をして蓄積を不可能ならしめた。彼等の蓄積が多いか少いかの指標は土地を多く持つてゐるか否かである。「金が溜まれば土地を買ふ」といふのが大頭子の一致した言葉であつた。然るに正豊炭礦の大頭子の中から大土地所有者を發見することは出来なかつた。「殆んど大部分の大頭子は十畝以下」（L大頭子談）であり、「五十畝も土地を持つてゐる大頭子は居ない」と（S大頭子談）。

第五表 大頭子の土地有關係

號次	項目	現住地	所有地(畝)	備	考
一〇四	南	鳳	山	〇	四畝炭礦に買収さる

事變後大頭子と財東の關係は著しく變化した。それは、大頭子は最早資金が不必要となつたからで

一〇六	中	鳳山	四〇〇	叔父自作す
三二一	白	彪	二五・五	息子自作す
四〇九	周	家坑	一二・〇	父自作す
一四	同		四・五	兄自作す
四〇七	同		七・五	兄自作す

備考 他の事業への出資又は貸金はない様である。

其他礦人の生活必需品が大頭子を通じて、無利子で購入し得る様になり(註)又請負も比較的合理的に支拂はれる結果資金が不要となり、他方大頭子の手取金も増加したものの如くである。更に炭礦側も大頭子に對し財東との關係を打切る様に働きかけたものの如く、土地を賣却して迄も財東に出資金を返済し財東との關係を打切つたものもあるといふことを仄聞した。

註 炭礦の合作社から包工は直接商品を購入することは出金ない。各大頭子に渡された通帳を持つて、礦人の代表者が買ふことになつてゐる。今、一、二の把握帳簿について見ると、工賃より差引かれた金額の六〇パーセント乃至七〇パーセントが合作社より買はれて居る。(昭和十六年十月)

包工頭番號	差引金額	合作社より購入	合作社利用率
一〇四	八二・六八	五二四・九八	六四%
四〇九	五三〇・六五	四〇三・六〇	七六%

備考 合作社より購入せしものの中に現物支給、(一日糧粉及小米合計一斤二十一錢)を含む。

四、大頭子とその配下工人との關係

(イ) 總察・二頭子及び點燈的との關係

正豐炭礦の大頭子の配下工人數は極めて少い(一大頭子當三〇名乃至一三〇名)爲、大頭子は容易に配下工人を完全に掌握し得る。従つて總察、二頭子及び點燈的は大頭子の監督の補助者に過ぎない。彼等は、大頭子の命令に従つて礦人の作業監督をなすのであるか、自らも採炭或は運炭作業に従事する。賃銀の如きも總察又は二頭子に一括支拂はれないで、大頭子から直接各工人に支拂はれる。唯總察・二頭子・點燈的は一般工人よりやゝ高い賃銀が支拂はれるに過ぎない。

賃銀別項目	礦人數	工數	備考
〇・八〇〇・八九	二	三三三	點燈的一名を含む
〇・九〇〇・九九	七	九五	
一・〇〇〇・〇九	一八	三三三	
一・二〇〇・一九	九	二〇四	
一・二〇〇・二九	二一	四一四	二頭子一名を含む
一・三〇〇・三九	六	一四四	
一・四〇〇・四九	六	二二〇	大頭子、二頭子各一名を含む
一・五〇〇・五九	九	一六七	二總察、二頭子各一名を含む
一・六〇〇・六九	四	七〇	二頭子二名を含む
一・七〇〇・七九	一	一	
一・八〇〇・八九	一	七	大總察
一・九〇〇・九九	一	七	

はれない。詳しくは(二)一般工人との關係のところ述べるが所定支拂額(所定日給×稼働工數)に對し幾分減額又は増加される。

第七表 大總察・二總察・二頭子及び點灯的の賃銀

種別項目	所定日給	工數	所定支拂額	實際支拂額	増加又は減少額	一工當賃銀	備考
大總察	一七〇	七	一、一九〇	一、三九〇	+	一九九	從兄弟
二總察	一七〇	三	五、一〇〇	五、〇〇〇	-	一五三	
二頭子	一七〇	三	五、四〇〇	五、三〇〇	-	一六六	
同 A	一七〇	八	一、二八〇	一、〇四〇	-	一六六	
同 B	一七〇	八	一、二八〇	一、〇四〇	-	一六六	
同 C	一七〇	二	三、六〇〇	三、六〇〇	0	一七〇	
同 D	一七〇	二	三、六〇〇	三、六〇〇	0	一七〇	
同 E	一七〇	二	三、六〇〇	三、六〇〇	0	一七〇	
點灯的	〇七〇	六	四、二〇〇	三、五九〇	-	〇九六	息子

備考 *は増加、-は減少を示す。

大頭子は如何なる理由で總察及び二頭子の所定賃銀を増加又は削減したものかは知り得なかつたが、差引額は一般工人に比すれば極めて少額であり増加された三名の内、血縁關係にある大總察及び點灯的の二名が含まれて居る。而して所定賃銀より削減又は増加される場合、所定日給に對して行はれるのではなく、一ヶ月一回支拂はれる實際支拂額に對してである。而もこの賃銀に對する増加削減は何等計算に基くものではなく、大頭子の勤によつてなされる。彼等は一般工人の中より長年勤続し特に坑内作業に慣れたものの中から撰ばれる。然しながら二頭子に成る爲の條件として勤続年數が定まつて居るのでは無く、大頭子が二頭子を任命する場合の目安に過ぎない。大頭子の親戚又は

朋友であれば容易に二頭子又は總察になり得る。吾々は大頭子と彼等の間に血縁的な關係が密であることを知つた。即ち調査された或大頭子について見るに、彼の大總察は從兄弟で既に二〇歳の時に大總察となつた。又配下中の一名の二頭子は甥に當り、未だ十三歳に過ぎない彼の息子は點灯的兼坑内の寫眞的(帳簿係)である。

又大頭子と血縁關係にはないが、「把兄弟」即ち兄弟分の關係にある爲、二頭子に任命されたといふ例がある。把兄弟とは特に親密な朋友の間に兄弟の約束をなし、「兄分」「弟分」と呼ぶのである。支那では把兄弟になる時一定の儀式があり、お互に血を飲み交したり身體に相手の血を塗つたりするのである。併し正豐炭礦の労働者の間に存在する把兄弟が如何なるものであるかは全然調査し得なかつた爲、斯かる關係が把頭制度と如何に結び付いてゐるかは知り得なかつた。

大頭子が總察及び二頭子を自分の下に緊縛せしむる爲の何等の拘束的條件をも持つてゐない。總察及び二頭子は自由職を離れ得るし又何時解雇されるかわからない。總察及び二頭子の職名は現在雇はれて居る大頭子との關係に於いてのみ成立するもので何等一般的に認められた資格ではない。従つて二頭子が他の大頭子の處に移れば一般の包工となることもある。

大總察、二總察及び二頭子は二頭子は大頭子と血縁又は把兄弟の關係によつて結ばれて居る場合が多いのは既述の通りであるが、彼等は仲秋節、舊正月には大頭子の家に招かれ饗應に與り、各々働きぶりに従つて慰勞金が五圓乃至十五圓渡される。要するに大頭子と總察及び二頭子の間には何等拘束的な規制は存在しないが、然し地縁血縁關係等に依る恩情の支配が相當強固に存在して居ると云ひ得る。

(口) 一般工人(服苦人)との關係

財東への依存及び煤師、監工との私的関係は大頭子を極めて無力なものとした。又殆んど大部分の大頭子は彼の出身地に住んで居る(註二にも拘はらず、自村に於ける大土地所有者でも無ければ、(註三)村の有力者でもない。(支那では往々兩者は一致してゐるが)。

周家坑村、周某古老談「大頭子は一般の工人より偉いと思ふが大した金持でもなく、地主でもない。大頭子は村の政治には全然関係しない。」

南鳳山、L大頭子談「大頭子で村長になつたものはない。大頭子は坑に入らねばならぬから村の仕事をする暇がない。」

註一 大頭子六四名中、彼の出身地より通動してゐるもの五七名である。

従つて大頭子配下工人が大頭子出身地部落の工人を以て構成されてゐる割合は比較的低い。即ち南鳳山のもの僅か八名に過ぎない。他の部落から夫々十一名・四名・二名・一名宛五箇村に互つて集められて居り、其他礦房子の二三名(礦房子居住のものは殆んど大部分炭礦側が直接募集したものである) 平定縣出身者の二名を以て構成されてゐる。他の大頭子の出身地と工人との關係については在籍人員が明確でないため正確には知り得ないが、炭礦側の出身地別出勤人員表より大頭子とその配下工人の出身地關係を見るに次の如くであり、上述例が特殊な場合でないのを知り得る。

第八表 出身地別大頭子配下工人數

A	大頭子項目		工 人				大頭子出身地の工人の割合%
	大頭子	項目	配	下	人	數	
七	大頭子出身地	他村(縣内炭礦附近三八ヶ村)	井陘縣南部及縣外	礦房子	合計	大頭子出身の工人の割合%	
七	六・四・三・二・二		二	三	五	三	

A	大頭子項目		工 人				大頭子出身地の工人の割合%			
	大頭子	項目	配	下	人	數				
	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B
	三	九	〇	一一	二八	六	一一	一〇	一一	四
	二・一	五・四・一・一	九・一・一・一	六・五・五・三・一・一・一	五・五・三・二	七・六・三・三・一・一	八・六・三・二・一・一	一〇・八・三・一・一・一	一〇・七・三・二・一・一	一〇・七・三・一
	三	二〇	七	一	五	六	七	一〇	〇	三
	八	七	八	七	一〇	三	二	三	六	一〇
	二	七	五	四	六	八	五	六	三	九
	二	九	〇	三	四	五	三	七	三	八

備考 以上の大頭子は總て縣内出身のものである。礦房子居住の工人の出身地は不明。

右の表に依つて大頭子出身地の工人の總配下工人中に占める割合が極めて少いことを知る。更に注目すべきことは一村の工人が多数の自村及び他村の大頭子に分屬してゐるといふ事實である。第九表の「炭礦附近十五箇村に於ける工人と大頭子との關係」によつて明瞭に各村に於ける工人が多数の大頭子に分屬してゐる關係を知り得る。大頭子配下の工人は大頭子出身地とは密接な關係を有して居らず各村に分散されてゐるといふ事實は、(一)「大頭子の定員増加される場合二頭子の中より選ばれる。新しく大頭子に選ばれた二頭子と雇傭關係にあつた大頭子は、自分の配下工人の一部を分け與へる」(註一)「大頭子が死亡若くは免職されると多くの場合その配下の二頭子が新しく大頭子になる」(同上)等にもよるが、大頭子の出身村に於ける地位が低く自村に於いて絶對多數を募集し、確保し得

ないことを物語るものである。然しながら、吾々は大頭子の自村で演ずる役割を過少評價することは出来ない。周家坑村では村の廟會(老君廟の祭)に一般村人は献當りの僅少な額(金額不明)を寄附したが、同村の大頭子(三名)は各々十圓宛を寄附してゐる。又事變後のことではあるが、村内で工人を募集する場合には必ず村長の許可が必要であり他村の大頭子が募集に來た場合、この事を村内の大頭子に告げ成る可く自村の大頭子に募集せしめ、同村人に便宜が供與される。左に(第四表)炭礦附近十箇村に於いて工人が大頭子に如何なる關係にあるかを示した。

第九表 炭礦附近十五村に於ける工人と大頭子との關係 (昭和十六年十一月二〇日)

村名	項目	各自村出身大頭子數	各村よりの一日出勤工人數	一村に於ける工人が分屬してゐる大頭子數	各村に於ける一大頭子當りの平均工人數	
					自村大頭子	他村大頭子
A	村	〇	二二〇	二二	〇	五
B	村	二	二一〇	四五	二	四
C	村	九	八四	二二	五	二
D	村	〇	六三	一九	〇	三
E	村	八	二二七	四一	九	四
F	村	一	一八二	二五	〇	五
G	村	一	八四	二五	〇	四
H	村	二	五七	二二	一	三
I	村	一	六六	一三	一	四
J	村	三	九二	一九	四	三

備考 右表は各村よりの炭礦労働者數不明に付き、一日の出働人員を以て作成された。

項目	村	各自村出身大頭子數	各村よりの一日出勤工人數	一村に於ける工人が分屬してゐる大頭子數	自村大頭子	他村大頭子
K	村	二	一一二	一八	三〇	五
L	村	四	一五五	二〇	二一	四
M	村	三	一四五	二六	一四	四
N	村	六	一一八	一八	一三	三
O	村	一	六九	一三	九	五

即ち各村の工人が夥しく多數の大頭子に分屬して居り、且絶對數に於いて自村出身の大頭子に屬してゐる工人は少いのであるが、個々の大頭子配下工人數について見れば自村出身の大頭子に屬してゐる工人が比較的多いといふことは認められる。従つて先に大頭子の出身地に於ける地位が低く彼と出身村の關係が特に強固なものでないことを指摘したが、尙之等の一、二の事例に依つて大頭子と自村との密接な關係が何等かの形で取り結ばれてゐることは否定出來ない。

正豊炭礦に於いては、大頭子が配下工人を自己の下に拘束する爲の何らの規制も存在しないし又過去に於いても存在しなかつた。勿論各大頭子は他の大頭子の配下工人を引抜くことを禁止してゐるが、何ら成文化された規制ではない。而も互の面子を保つと云つた程度で罰則らしいものも存在しない。工人は仕事が酷であれば他の大頭子に移動する。工人自らの意思で他の把頭の處に移動してもそれを阻止することは出來ない。現在治安の關係上「礦夫證明書」が大頭子の手を通じて發行されてゐるが、大頭子に無斷で休んだり又他の大頭子の處に移ると、大頭子は工人の居所を訪ね來礦することを説得する。工人にとつても「證明書」の發行には「眞實を添へねばならぬので」手數がかゝりこの證明

はなく飽迄大頭子の勘によるもので、「よく働いたものには増額し、怠けたものには削減する」(大頭子談)。昭和十六年十月大頭子に就いて見ると、賃銀の増加されたもの三二名に對し、削減されたもの四二名であり、増加される額よりも削減される額の方が遙かに大きい。

楊徳山	四〇・一〇	四九・六〇	九・五〇
范老保	一四・一〇	一四・三〇	〇・二〇
吳書文	三三・六六	三三・五〇	一・一六
高保成	四五・九八	四六・四〇	〇・四二

備考 ①は増加金額、②は減少金額を示す。

第十二表 給與金増減表

増減項目	増加又は削減された職人数		備考
	増加	削減	
増	三二名		不 明
減		四二	所定日給のま 會計
増減	五六・八六	一一七・五二	八五 八七

備考 賃銀の増加又は削減の原因は主に作業場に於ける緊張程度によるものである。一應稼働日数の多少と賃銀の増減とは何等の關係が見られないと云へる。(右の表は第八表の「包工受取賃銀内容」より集計したものである。「包工受取賃銀内容」の表は、各欄異つた帳簿より集計されたものである。従つて賃銀の増加又は削減が甚しく現はれてゐるのも、稼働日数の不正確な記入からではないかと考へられる。)

既に總察及び二頭子の處で指摘した如く、この賃金の増加又は削減は決して日給に對してではなく總支拂額の中からは行はれる。この削減又は増加に對して不服を申出るものもあるが、削減の理由を簡単に説明されるだけで決して増加

されることはない。大頭子より支拂はれる金額が少くても唯受取るより他ない。大頭子の家屋や調度品の修理は配下工人が當るが、中食が支給されるのみで何等賃銀は支拂はれない。吾々は前述の大頭子と總察及び二頭子との間に於けるよりも稀薄ではあるが、大頭子と工人との間にも家父長的關係の残存して居ることを指摘せねばならない。

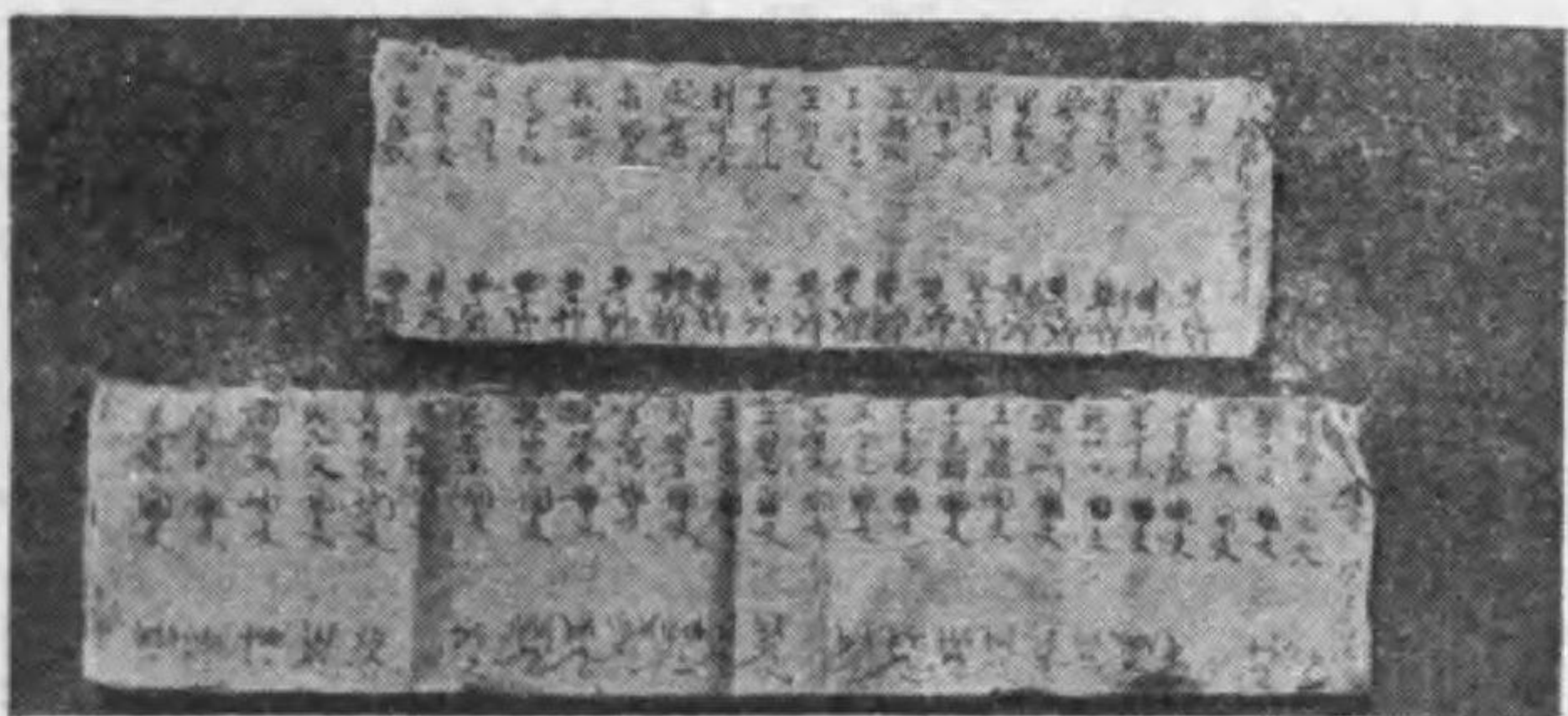
次に前貨物品代金及び前貸金に就いて述べよう。先に工帳上で米麵が差引かれたことを指摘したが、米麵及び玉米は炭礦側の生計所より稼働工人に對して市價よりも安く(玉米一斤十錢、白麵一斤十一錢)支給されることとなつてゐるが、この支給は各工人に直接行はれるのではなく、大頭子に對して一括支給される(米麵は十日毎に、月の一句は一日一人に付き白麵一斤、玉米一斤、残りの一句は玉米二斤の割合である)。大頭子は米麵の代價を炭礦より前借りし、大頭子は工人に前貸する。大頭子は月に三回配下工人の稼働日數に従つて米麵を分配する。各工人は「米面單」に記載された自分の稼働日數(例へば左の表の共工② 〓九日)の處に拇印を押して米麵を受取る(第五表)。而して日々工人に對する前貸は「雜貨流水帳」に記入される(第六表)。而して各工人への前貸の合計は何等帳簿上に記入されず、工帳に記入された支給額(日給から米麵を差引いたもの)が算盤上で計算され各工人の實受取額が「開支單」(第七表)に記入される。工人はこの開支單を見るだけで、多くの工人は賃銀が如何に計算されたか全然知らない。彼等は所定日給と實支拂額しか記憶してゐない。

第十三表 米 麵 單

王	魏	梁	梁	梁	梁	梁	梁
鎖	三	三	祿	金	過	潤	祿
潤	小	孩	喜	喜	秋	田	祿
共工	共工	共工	共工	共工	共工	共工	共工
二個	八個	文個	八個	十個	二個	三個	文個

拾月前十天米面單

(上) 米 單 (下) 開支單を示す



第十四表 雜貨流水賬

高	李	張	梁	李	朱	梁
寬	知	計	祿	雙	計	祿
小	仁	保	商	成	紅	商
取	取	取	神	取	商	神
日	白	海	煙	海	神	煙
光	酒	鹽	一	鹽	一	一
皂	一	貳	合	一	合	一
半	斤	斤	一	斤	一	一
條	一	一	合	一	一	一
一	斤	一	一	一	一	一
毛	一	一	一	一	一	一
毛	斤	毛	毛	毛	毛	毛
毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛

五月初七日 六月壹號

十一日

十二日

第十五表 開支單

王	魏	魏	梁	梁	梁	梁	梁
鎖		順	全	過	三	天	潤
潤	來	心	喜	秋	孩	喜	田
開支	開支	開支	開支	開支	開支	開支	開支
一〇元	一〇毛	三〇元	一〇元	一〇元	一〇元	一〇元	一〇元

拾月份開支單

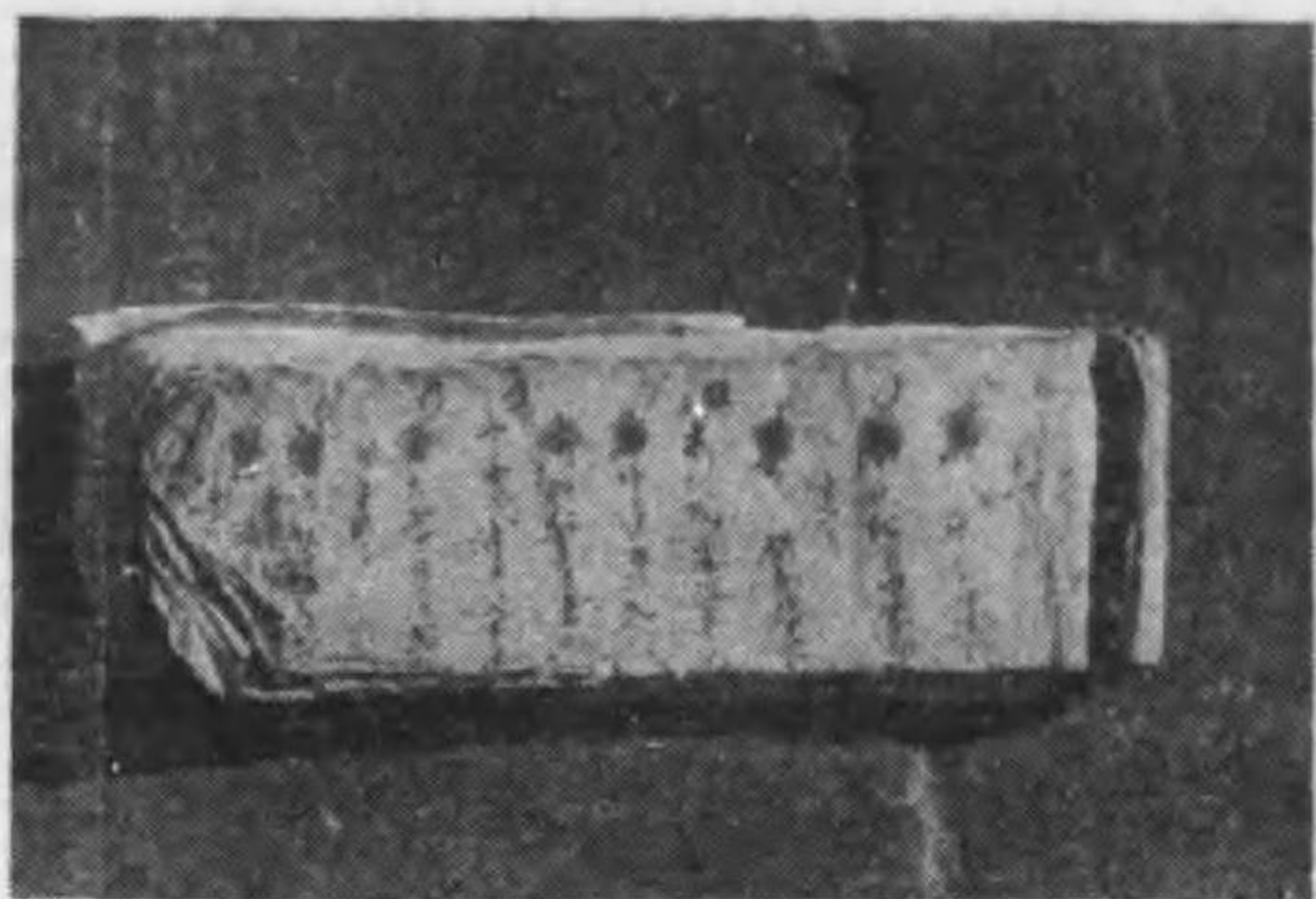
次に大頭子の中間收取について考察を進めよう。炭礦業に於ける把头の頭はねが如何に苛酷なものであるかは、既に駱傳華(註一)やトルガシエフ(註二)等によつて述べられてゐるが、此處ではより具體的に大頭子の所有帳簿よりこの事實を明らかにして置こう。

註一 駱傳華著「今日之中國勞工問題」上海青年協會發行二二〇頁。

註二 Torgashoff, B, P. Mining Labour in China. (C.E.J.) vol 7-3トルガシエフ「支那礦業労働論」滿鐵資料彙報四卷七號。

既に一言した如く、大頭子の帳簿は不注意又は故意に記入を誤魔化してゐる爲め正確を期し難いが、大頭子の所有帳簿を綜合して賃銀の内容を明らかにすれば次の如くである。

雜貨流水賬



合	計	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七
一六八	三三	一五	二二	二五	二四	二四	二六	二六	二六	二六	二六	二六
一八五九二	二七二九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	〇・七	〇・七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三六六六	四九	二二〇	二二〇	二二〇	〇・七	〇・七	〇・八	〇・八	五五八	三六六	六二〇	六二〇
四七二〇	一〇	八元	二五	二五	一〇	一〇	一〇	一〇	二三四	一七六	二二二	九七
八七二	一	一五	二九	二九	一〇	一〇	八八	八八	一七六	一〇八	一七六	一七六
二五九四	一	一〇	一三	一三	〇・七	〇・七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二二八	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

備考 G項に於ける十は約束日給より増加、一は減少を示す。
空欄は大頭子所有帳簿に記入されてゐなかつた。記入漏と考へられる。

請負者たる大頭子の利得は、炭礦によつて支拂はれる請負賃銀と、大頭子自身が現實的に労働者に支拂ふ賃銀との間の差から生じて来るものである。右の第八表からその額を求むれば次の如くである。

- 炭礦支拂請負賃銀 一、五七三・二八圓
- ※大頭子の配下工人に對する支拂金額 一、九六一・三一圓
- 差 引 (把頭の利得金) 六六一・九七圓(三三・七%)

※ 第八表に依れば大頭子の配下工人に對する支拂金額は一、八七五圓九一錢であるが、右表中記入漏と考へられるものが四名ある(六五號、七一號、七七號及び八六號の支拂額が記入されて居ない)。この金額を八五圓四〇錢と推定(稼働日數と所定日給に依り)し、それを加算した。

六一・九七圓、炭礦支拂請負賃銀の二三・七パーセントが大頭子の收得となる。次に如何なる部分に於いて收取が行はれて居るかを見よう。第一に日給が極めて低いといふ點を擧げねばならない。炭礦より把頭に支拂はれた請負賃の一工當平均賃銀は一・四五圓(註二)であるが、大頭子が配下工人に支拂つた賃銀を見ると一・四五圓未滿のものが配下工人中八〇パーセント、工數に於いては八二%を示して居り(第六表賃銀別工人數及び工數表参照)一工當の平均賃銀は一・一〇圓(註三)に過ぎない。

第十七表 一工當り平均賃銀

賃銀別	項目	一工當り平均賃銀	割合	合
炭礦請負賃		一・四五圓		一〇〇%
大頭子支拂賃銀		一・一〇		八二

次に配下工人の稼働工作數を誤魔化し、實際より少い工數分の賃銀を支拂ふことによつて請負賃が大頭子に收取されて居るのを見る。即ち炭礦側の帳簿によれば大頭子の總稼働工數は一、七七〇であつたにも拘はらず、實際大頭子が配下工人に支拂

つた分は一、六一八工數に過ぎない。結局一五二工數分の賃銀が大頭子に收得されたことになる。第三に工人に對する前賃を通じて收取が行はれて居るや否やは、各工人の前賃を記入する雜貨流水帳を見なければ

ならない。今回の調査では、記帳上の誤魔化しの有無は確認され得なかつたが前貸物品の価格は大頭子の購入価格と同一のものが多く(註)。金錢の前貸は原則として許されないが、結婚とか葬式等の特別の場合には前貸されることもある。その場合前貸限度、利息及び前貸期間等に關しては何等の規定なく、大頭子の家父長的温情をもつてなされる。前貸に關しては調査不十分の結果、こゝでは確定的なことは云ひ得ないが、正豊の場合前貸が大頭子の收取の大きな対象ではないと考へられる。

註 炭礦の生計所は市價より安く物品を販賣する、生計所を利用し得るものは、包工にあつては大頭子のみである。第八表に引用されてゐる大頭子に於いては配下工人に對する前貸金 八三・六八圓の内六四%が炭礦の生計所より購入されてゐる。次の表は生計所にて販賣される物品の一部に就いて生計所の賣價と把頭の賣價とを示す。

第十八表 生計所賣價 (一巻)

品目	項目	單位	賣價	把頭賣價	品目	項目	單位	賣價	把頭賣價
白油	油	斤	〇・八一	同上	石鹼	鹼	同	一六	同上
香油	油	同	〇・八五	同	毛巾	巾	同	四〇	同
粉條	條	同	一・〇〇	同	沙巾	巾	同	三五	同
牛肉	肉	同	〇・五二	同	花王	王	同	二五	同
牛筋	筋	同	〇・八五	同	靴下	下	同	七三	同
スベヤ(煙草)	葉	同	〇・一三	同	太陽	陽	同	三三	同
日光	光	同	〇・三五	同	福助	助	同	三三	同
肥皂	皂	同	〇・三五	同	鞋	鞋	同	三・七〇	同

備考 把頭賣價は某大頭子、「雜貨流水賬」による。

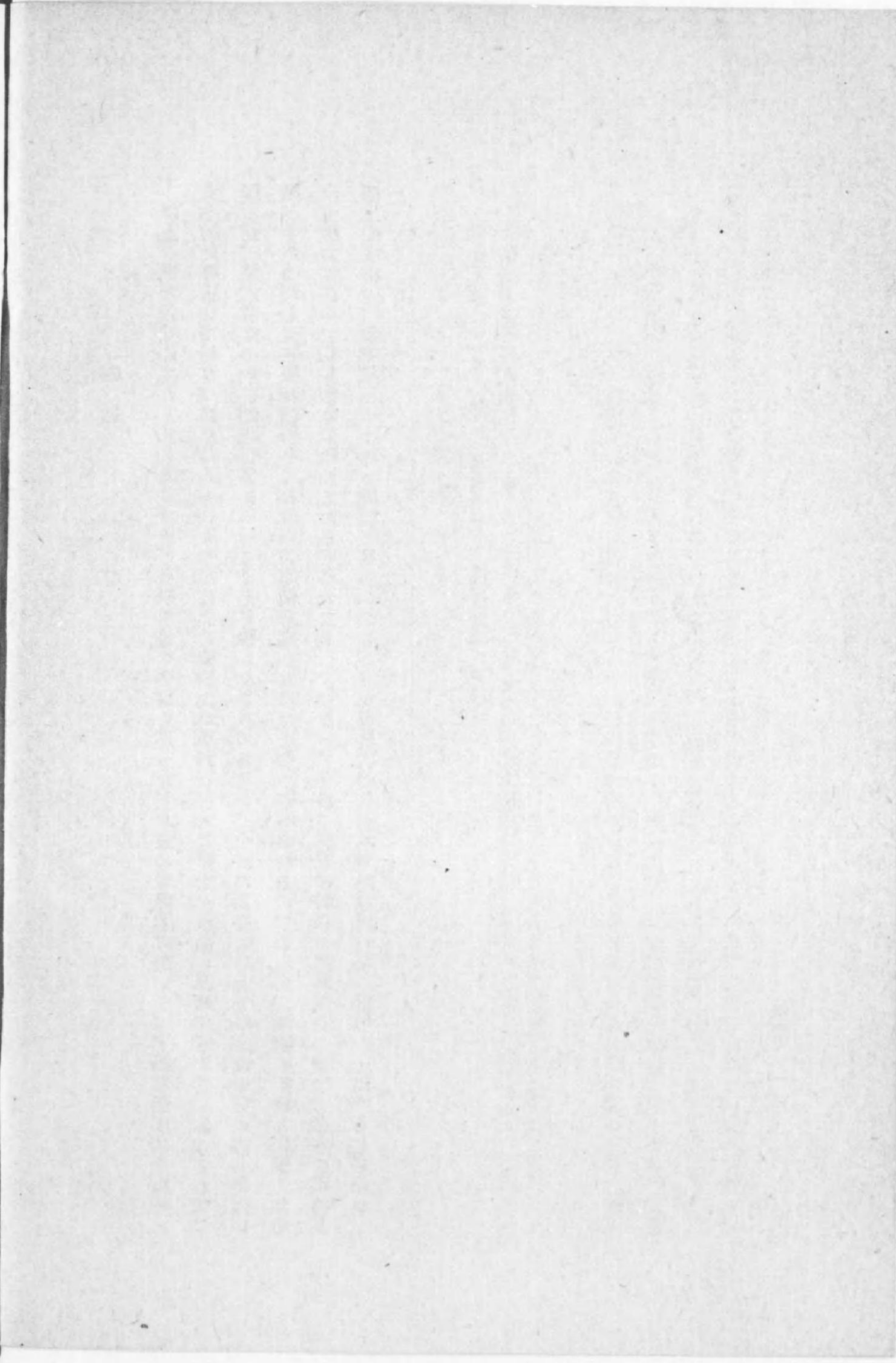
四、結 び

以上、現地調査に基き正豊炭礦に於ける勞働組織の概要を述べた。北支の炭礦業に於いては、把頭制度は全般的・支配的に存在して居り、多くの人々によつて把頭の強固な地位並に絶大な勢力が炭礦に及ぼす悪影響が云々されては居るが、把頭制度の内部的諸關係については殆ど瞭かにされてゐない。今回の調査に於いては未だ十分に盡し得ない點が多かつたし又正豊炭礦のみの特殊な諸事情も存在してゐる如く考へられるのであるが、炭礦に於ける把頭の地位乃至勢力は必ずしも從來云はれてゐる程強大なものではない。今後の調査に於いて把頭制度の發生、存在の根據及び生産機構の内部で果しつゝある機能を明らかにし、北支勞働力の持つ本質的な諸性格の解明の一助たらしめたい。

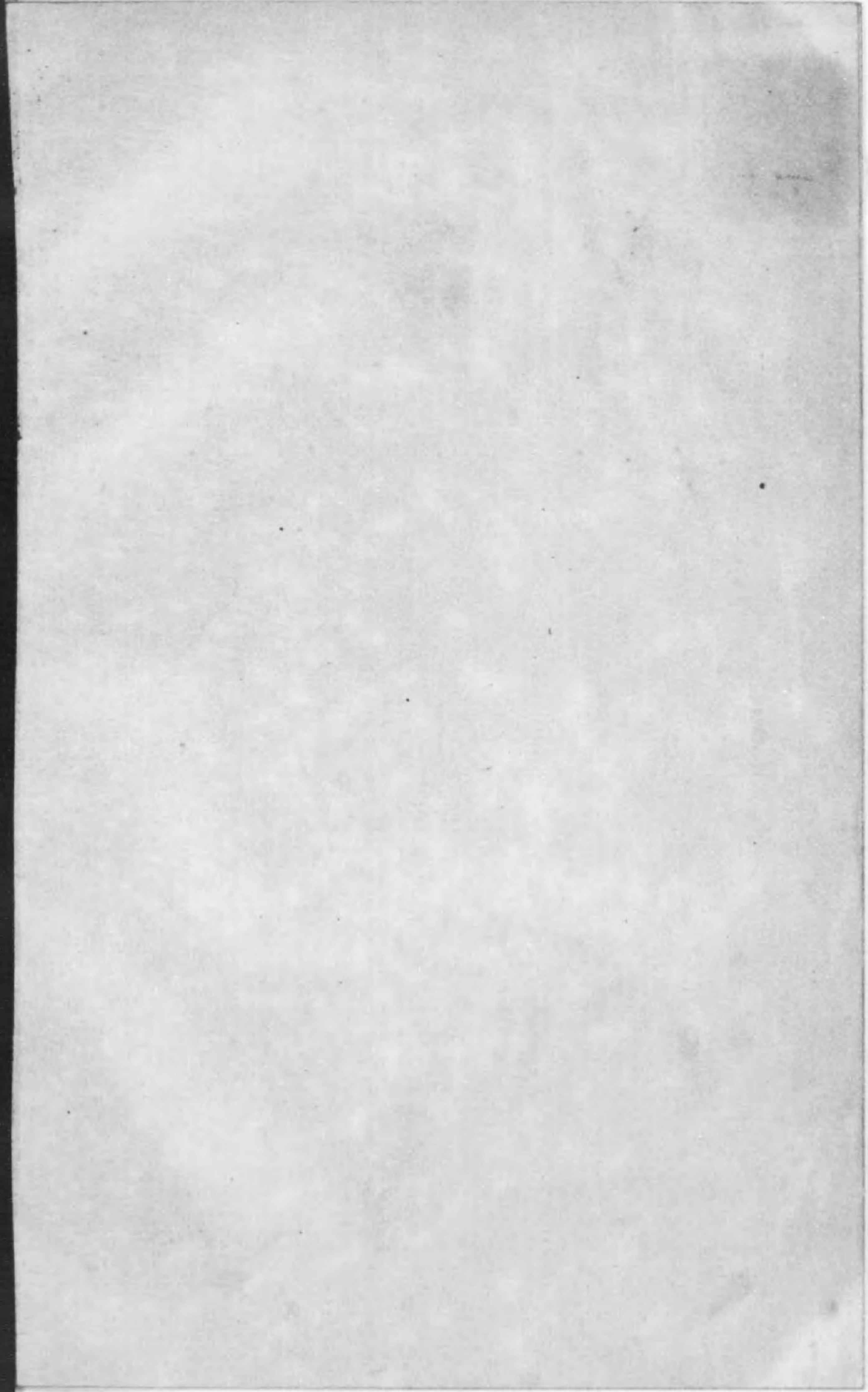
145

製本控

14,5	函	275	號	年	月	日
北支調査資料						
才34輯						
備考	冊					



14.5
'775



終